

V さいごに

(1) 近年、食の安全に対する消費者の関心が高まるとともに、残留薬物等に関する知識が普及して動物用医薬品の慎重使用が望まれている。特に獣医師が専門的な知識をもって使用することが義務付けられている要指示医薬品を獣医師自らが不適正に使用しているとの事例が指摘された場合、獣医師個人の責任の問題に留まらず、要指示医薬品制度への批判、獣医界全体の信頼の失墜につながる。

(2) 本手引書は、動物用医薬品指示書の適正な発行に係る考え方を示すとともに、動物用医薬品の適正使用の概要、関連する法令等に加え、獣医師倫理に関する資料等を掲載した。手引書は、日本獣医師会の産業動物臨床部会産業動物・家畜共済委員会が編集の任に当たったが、そもそも本書は、全国産業動物開業獣医師協議会（平成17年3月解散）の意を汲んで発刊したものである。

(3) 全国産業動物開業獣医師協議会は、平成10年6月、「産業動物獣医療に関する学術の振興・普及、獣医師事の向上を図ることにより、産業動物に関する保健衛生の向上、畜産の振興、公衆衛生の向上及び動物福祉の増進に寄与すること。」を目的とし、全国の産業動物開業獣医師を会員として設立された。同協議会においては、産業動物獣医療に関する諸問題について検討・協議され、日本獣医師会に対して様々な提案がなされたが、特に、動物用医薬品指示書の適正な交付については、同協会が提案した様式の4枚複写への改定と動物薬事監視への活用等が日本獣医師会の農林水産省への要請につながり、実現されたものである。

同協議会は、平成17年6月、日本獣医師会に職域部会制が発足することを受け、同部会の産業動物臨床部会へと発展的に解消され、それに伴い、その運営のための残余金は、産業動物臨床部会の活動に資することとして、日本獣医師会に寄付された。

(4) 日本獣医師会が、今回、本手引書を編集・発行するに当たり、その発刊経費として、全国産業動物開業獣医師協議会の寄付金を活用させていただいた。

ここに、全国産業動物開業獣医師協議会の活動を改めて高く評価するとともに、同協議会会員の皆様に深甚なる謝意を表する。

日本獣医師会産業動物臨床部会長（職域理事（産業動物））

近 藤 信 雄